

知って得する!

法律コラム



弁護士 大竹裕也

電子帳簿保存法の改正について

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に400社強の企業様と顧問契約を締結。(2024年1月1日現在)

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋老番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

よつば総合法律事務所の弁護士の大竹です。

2022年1月1日に改正電子帳簿保存法が施行されました。そして、2024年1月1日以降に行う電子取引から電子データでの保存が要求されます。今回は、電子帳簿保存法の改正によりどのような影響があるのかなどについてお話をさせていただきます。

1 電子帳簿保存法ってどんな法律？

電子帳簿保存法は、経済社会のデジタル化やペーパーレス化の流れを受けて、国税関係帳簿(仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳など)や国税関係書類(棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書など)の電子化を可能にするため、平成10年に成立しました。

電子帳簿保存法では、以下の3つの保存方法が定められています。

(1)電子帳簿等保存

会計ソフトなどで最初から電子データで作成した帳簿・書類を電子データのまま保存する方法

(2)スキャナ保存

紙で受け取った・作成した書類を画像データとしてスキャニングして保存する方法

(3)電子取引

メールなど、電子データのみで取引先とやり取りした情報をデータで保存する方法

2 改正で何が変わったの？

これまでは取引先から請求書などが電子データで送られてきても、「プリントアウト

して紙で保存する」ことができました。しかし、2022年の改正電子帳簿保存法の施行によって、電子取引における紙での保存が禁止され、電子データでの保存が義務付けられました。そのため、社内において電子データで統一して保存するシステムを構築する必要があります。

3 違反すると罰則はある？

ここで気になるのは、電子帳簿保存法に対応しなかった場合に罰則はあるのかという点です。電子データでの保存の違反の場合は青色申告の承認の取り消し、さらに悪質な隠ぺいや改ざんがあった場合には重加算税が10%加重される可能性があります。このようなペナルティが事業に与える影響は少なくないため、今一度、自社のデータ保存の仕組みや業務フローを見直しましょう。

4 まとめ

ここまでお話をさせていただいた内容によると、今回の法改正は事業者にとって非常に不利益なものに聞こえてしまうかもしれませんが、しかし、帳簿や書類を電子データで保存することには、保管コスト・スペースを削減できる、保存業務を効率化できる、書類を探す手間が省けるなどといった、多くのメリットがあります。事業のさらなる発展のため、今回の電子帳簿保存法の改正に対応していきましょう。

なお、今回お話をさせていただいたのは改正内容の一部です。より詳細に知りたいという方は、国税庁のホームページなどをご参照ください。